

## 議長ノート第3部、附則E「理事会の運営手続き」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、  
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

### 1. 一般的規定

- 1.01 理事会は、本決議、その附則及び関連する COP / moP の決議において述べられた職務を実行する責任を負う。
- 1.02 理事会（EB）は、附則Fに規定された要件に従って運営組織（OEs）の能力を査定し認可を行う<sup>1)</sup>。
- 1.03 CDM 理事会は認可された運営組織について独立した監査と検証を行う。独立した監査と検証は定期的に、また原因に基づいて行う。CDM 理事会は、いずれかの運営組織が第12条5項またはCOP / moPによるいずれかの関連決議に準拠していないことを発見した場合、当該運営組織の認可の取り消しを検討する。CDM 理事会が当該運営組織の認可を取り消すと決定した場合、その決定を COP / moP と当該運営組織へ通知する。この場合、当該運営組織のもとで登録された CDM 事業は、その登録自体が認可取り消しの理由となっていない限り、引き続き有効とする。
- 10.4 附則Bに基づく運営組織による登録及び附則Cに基づく認証に関する問題に対する紛争処理手続を設定する。

### 2. 組織と構成

- 2.1 理事会のメンバーは16名とし、8名は附属書Bの締約国の中からこれら締約国により選出され、残り8名は非附属書Bの締約国の中からこれら締約国により選出される。理事会のメンバーは、個人的資格で職務を果たすものとする。

---

<sup>1)</sup> 締約国は認可の条件について更に検討することができる。

- 2.2 理事会のメンバーの任期は2年とし、最大限2期連続で就任できるものとする。但し、就任期間をずらすために、附属書Bの締約国からのメンバー4名及び非附属書Bの締約国からのメンバー4名は当初任期を1年とする。理事会は議長と副議長を選出し、一人は附属書Bの締約国からのメンバー、もう一人は非附属書Bの締約国からのメンバーとする。議長と副議長は、附属書Bの締約国と非附属書Bの締約国のメンバーの間で毎年交代するものとする。
- 2.3 理事会の決議は可能な限り全会一致で行うものとする。全会一致のためのあらゆる努力が実らず合意に達しなかった場合、実質的な問題に関する決議は、附属書Bの締約国の中から附属書Bの締約国により選出されたメンバーの過半数を占め、また非附属書Bの締約国の中から非附属書Bの締約国により選出されたメンバーの過半数を占め、かつ全体の3分の2以上の多数を占めることによってなされる。手続きの問題に関する決議は、出席し投票を行ったメンバーの過半数を占めることによって可能となる。手続きの問題として取り扱うべきか否かに関する決議は、実体的な問題として取り扱う。
- 2.4 理事会は少なくとも年3回会合を開く。
- 2.5 適当な場合には、技術的で方法論上の問題を扱う際に、理事会は外部の専門家を活用することができる。

### 3. 理事会への運営上の支援

適当な場合には、COP / moP の指導に基づき、理事会はその活動に必要な運営上の支援について取決めを行うことができる。UNFCCC 事務局は、理事会の要請に基づき、理事会に対して運営上及び事務上の支援を提供することができる。この支援には、第12条6項に関するものを含めてクリーン開発メカニズムの活動に関連する情報の収集、取りまとめ、普及、及びその他理事会の要請による事務的職務の遂行を含めることができる。